

とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による既存住宅の省エネルギー性能向上改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興とエネルギー及びCO₂の削減を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する事業者をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第1項の住宅をいう。
- (3) 既存住宅 居住室、台所、便所及び浴室を有する戸建住宅をいう。
- (4) 健康省エネ改修住宅 とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱（令和4年6月13日付第202200055146号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定により、健康省エネ改修住宅として認定を受けた住宅をいう。
- (5) ゾーン改修住宅 認定要綱第10条第1項の規定により、ゾーン改修住宅として認定を受けた住宅をいう。
- (6) 国省エネ基準改修住宅 認定要綱第10条第1項の規定により、国省エネ基準改修住宅として認定を受けた住宅をいう。
- (7) 热抵抗 断熱材の厚さを当該断熱材の熱伝導率で除した値をいう。
- (8) 热貫流率 材料の特性によって決まる熱の伝えやすさを表す値をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者（販売目的で既存住宅を改修する場合は購入者）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額（千円未満は切り捨てるものとする。）以下とする。

(既存住宅の登録)

第5条 販売目的で既存住宅を改修する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）として登録をするよう、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限として当該住宅の改修工事に着手する前に、様式第1号の申請書により所管事務所長（当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知）第5条第1項の規定による申請と同時に申請する場合は、重複する書類については省略することができる。

- (1) とっとり健康省エネ住宅改修支援事業登録住宅建設等計画書（様式第2号の2）

- (2) 配置図、平面図
 - (3) 工事費内訳書
 - (4) その他所管事務所長が必要と認める書類
- 3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった補助対象住宅の登録を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の登録（以下「登録」という。）を受けた補助対象住宅（以下「登録住宅」という。）を改修する者（第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「販売事業者」という。）は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。
- 5 販売事業者は、建築基準法第6条第1項の規定による申請（以下「建築確認」という。）が不要な登録住宅の建設工事が完了したときは、工事の完了の日から14日を経過する日までに様式第10号により所管事務所長に報告しなければならない。

（登録の辞退）

第6条 販売事業者は、登録住宅の改修を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
- (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
- (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
- (4) 第9条第1項に規定する期限内に本補助金の交付申請が行われなかつたとき。
- (5) 販売事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
- (6) その他販売事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を販売事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第8条 販売事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限とし、住宅を改修する場合にあっては当該申請に係る住宅の改修工事に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の発行日（建築確認が不要な場合は様式第10号に記載した完成日）（以下「完成日」という。）から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第6号の1とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。ただし、とつとり住まいの支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定による申請と重複する書類については省略することができる。

- (1) とつとり健康省エネ住宅改修支援事業建設等計画書（様式第6号の2）
- (2) とつとり健康省エネ住宅改修支援事業補助基準額等算定表（様式第6号の3）
- (3) 配置図及び平面図（登録住宅を購入する場合を除く。）
- (4) 工事請負契約書の写し（登録住宅を購入する場合は、その購入契約書の写し）
- (5) 工事費内訳書

(6) 工事着手前の写真

(7) 改修工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

(8) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 前項第2号に該当する場合は、第1項の申請をもって第12条第1項の報告があつたものとみなす。

(交付決定の時期等)

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号の1によるものとする。ただし、前条第2項第2号に該当する場合は、様式第7号の2により規則第18条第1項の規定による額の確定を併せて行うものとする。

3 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、登録住宅を購入する場合を除き、当該交付決定の日の属する年度内に着工し、かつ、翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 本補助金の3分の1を超える減額を伴うもの

(3) 補助事業者の変更

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた住宅（以下「交付決定住宅」という）の改修工事が完了するまでに行わなければならない。

3 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は様式第6号の1とし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。ただし、とつとり住まいの支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定による申請と重複する書類については省略することができる。

(1) とつとり健康省エネ住宅改修支援事業建設等報告書（様式第6号の2）

(2) とつとり健康省エネ住宅改修支援事業補助基準額等算定表（様式第6号の3）

(3) 完成写真

(4) 口座振込依頼書

(5) 認定要綱第10条第1項のとつとり健康省エネ改修住宅等認定証の写し

(6) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第9号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告書)

第13条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第8号によるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の規定により知事が別に定める期間は、10年とする。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部とし、所管事務所長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
健康省エネ改修	健康省エネ改修住宅に改修するために要する費用（外気に面する部分のガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの購入及び工事に要する経費（諸経費を除く。）と別表2の第1欄の区分及び同表の第2欄の省エネ性能区分に応じて定める同表の第3欄の基準額に見付面積を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額（以下「断熱工事費」という。）とし、玄関ドアのみの改修は対象外とする。以下同じ。）	1 / 3	1,500 千円/戸
ゾーン改修	ゾーン改修住宅に改修するために要する費用（断熱区画における外気又は断熱区画外に面する部分の断熱工事費とする。）	1 / 3	1,000 千円/戸
国省エネ基準改修	国省エネ基準改修住宅に改修するために要する費用（外気に面する部分の断熱工事費とする。）	1 / 3	500 千円/戸

別表2

1 区分	2 省エネ性能区分 (熱抵抗 : [m ² ·K/W]) (熱貫流率 : [W/m ² ·K])	3 基準額
ボード系断熱材 (フェノールフォーム、押出法ポリスチレンフォーム、ビーズ法ポリスチレンフォーム、硬質ウレタンフォーム等)	熱抵抗 1.0 以上 2.0 未満	3,000 円/m ²
	熱抵抗 2.0 以上 3.0 未満	4,000 円/m ²
	熱抵抗 3.0 以上 4.0 未満	5,000 円/m ²
	熱抵抗 4.0 以上 5.0 未満	7,000 円/m ²
	熱抵抗 5.0 以上	8,000 円/m ²
繊維系断熱材 (グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等)	熱抵抗 1.0 以上 3.0 未満	2,000 円/m ²
	熱抵抗 3.0 以上 4.0 未満	3,000 円/m ²
	熱抵抗 4.0 以上 5.0 未満	4,000 円/m ²
	熱抵抗 5.0 以上	5,000 円/m ²
吹付断熱材 (吹付硬質ウレタンフォーム等)	熱抵抗 1.0 以上 2.0 未満	1,000 円/m ²
	熱抵抗 2.0 以上 3.0 未満	2,000 円/m ²
	熱抵抗 3.0 以上 4.0 未満	3,000 円/m ²
	熱抵抗 4.0 以上 5.0 未満	4,000 円/m ²
	熱抵抗 5.0 以上	5,000 円/m ²
窓取替 (カバー工法を含む)	熱貫流率(Uw 値) 2.33 以下 1.91 以上	40,000 円/m ²
	熱貫流率(Uw 値) 1.90 以下 1.61 以上	50,000 円/m ²
	熱貫流率(Uw 値) 1.60 以下 1.31 以上	55,000 円/m ²
	熱貫流率(Uw 値) 1.30 以下	60,000 円/m ²
樹脂製内窓取付	熱貫流率(Uw 値) 2.33 以下	30,000 円/m ²
県産材木製内窓取付	熱貫流率(Uw 値) 2.33 以下	50,000 円/m ²
玄関ドア改修 (勝手口は除く)	熱貫流率(Uw 値) 4.65 以下	150,000 円/箇所